

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号,
平成28年(ワ)第2098号, 同第7630号 損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほかに242名

被告 国 ほかに1名

被告国第16準備書面

平成29年8月31日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

鈴木和孝



清水真人



熊田篤



寺村隼人



帆足智典



鈴木優香子



原田剛



田中宏





作下秀作




竹原友深 

松村理紗 


高橋正史 


小川哲兵 


武田龍夫 


田中博史 


矢野諭 

前田后穗 

内山則之 

世良田鎮 

豊島広史 

谷川泰淳 


小野祐二 

西崎崇徳 

小山田巧 

荒川一郎 


中川 淳 


止野 友博 

木原 昌二 


山田 創平 


片野 孝幸 


村上 玄 


照井 裕之 


岡本 肇 

正岡 秀章 

皆川 隆一 

角谷 愉貴 


田尻 知之 


大塚 恭弘 

大浅田 薰 


岩田 順一 


鈴木 健之 


安 達 泰 之 

森 野 央 士 


高 城 潤 

河 田 裕 介 


浅 海 凧 音 


白 津 宗 規 


吉 永 航 

杉 原 裕 子 


山 崎 亮 

高 野 菊 雄 


伊 藤 弘 幸 

山 瀬 大 悟 

森 本 卓 也 

水 越 貴 紀 

宇田川 徹 

和 田 啓 之 

林 直 紀



土 佐 怜 生



第1 はじめに

原告らは、原告らの2015〔平成27〕年12月3日付け準備書面22（以下「原告ら第22準備書面」という。）において、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の「福島第一原子力発電所事故 事務局長報告書」（甲A第7号証。以下「IAEA事務局長報告書」という。）を根拠に、被告国が本件地震に伴う津波と同程度の津波を予見できた旨主張する。

本準備書面においては、原告らの上記主張に理由がないことについて述べる。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句一覧表を添付する。

第2 IAEA事務局長報告書を根拠に、被告国が本件地震に伴う津波と同程度の津波を予見できたとする原告らの主張には理由がないこと

1 被告国の反論の骨子

原告らは、IAEA事務局長報告書（甲A第7号証）を前提に、要旨、①津波対策としてサイト地域で歴史上記録された最大の地震強度又はマグニチュードを増加させ、かつサイトから最も近い距離で起こると想定して安全裕度を増すことが国際慣行であった、②マグニチュード9の地震が類似する地質構造環境の異なる地域において発生していた、③長期評価等の知見によれば津波高さの予想値増加があったこと等を理由として予見可能性の存在を主張するものと解される。しかしながら、そもそも、IAEA事務局長報告書（同号証）の性質からして、被告国の予見可能性を肯定する資料とはなり得ないものであるし、①については、原告らが指摘するような国際慣行は存在しない。また、②についても地震学的知見に照らせば誤りを含む主張であるし、③についても科学的知見として信頼性が高いとはいえない状態であったものであるため、被告国の予見可能性を基礎づけるものとはいえない。

2 IAEA事務局長報告書の性質が、被告国の予見可能性を肯定する資料とは

なり得ないものであること

(1) IAEA事務局長報告書には、巻頭言として、「本報告書は、世界中の政府、規制当局及び原子力発電所事業者が、必要な教訓に基づいて行動をとれるようにするため、人的、組織的及び技術的要因を考慮し、何が、なぜ起こったのかについての理解を提供することを目指している」（甲A第7号証の巻頭言）と記載されており、本報告書が事故とその検証を踏まえて将来に向けて必要な教訓を導き、これを世界に向けて提供することを目的とする旨が表明されている。一方、IAEA事務局長報告書の編集注記には、「いかなる個人又は主体による作為又は不作為についても、法的又はその他を問わず、責任の問題を扱うことを意図するものではない。」と記載されており、本報告書が全ての個人又は主体に対する法的又はその他の責任問題を扱うことを意図して作成されたものでないことが明確に示されている（丙A第35号証196ページ）。

(2) このように、IAEA事務局長報告書は、福島第一発電所事故の状況や原因に関する理解を広く共有するとともに、事故を踏まえて導かれた教訓を世界に向けて提供し、今後、IAEA加盟国がかような教訓に基づいて適切な対応ができるようにすることを目的とした未来志向の文書であって、福島第一発電所事故の法的責任を追及することを目的として作成された文書ではない。すなわち、IAEAの本文中の記載には、福島第一発電所事故によって初めて得られた知見に依拠したものも含まれ、同事故前の科学的知見のみに基づいてのみ記載されたわけではないし、同事故後において知見として必ずしも確立したものによらずに、注意的に喚起した部分も含まれている（このことは、後記3ないし5で詳述する。）。

したがって、IAEA事務局長報告書の記載を前提に、予見可能性や結果回避可能性を論じる原告らの主張は、IAEA事務局長報告書の性質から必然的に生じる記載の位置づけを正しく理解せずにするものであり、失当であ

る。

3 津波対策としてサイト地域で歴史上記録された最大の地震強度又はマグニチュードを増加させ、かつサイトから最も近い距離で起こると想定する国際慣行が存在しないこと

(1) 原告らは、IAEA事務局長報告書（甲A第7号証）を前提に、津波対策としてサイト地域で歴史上記録された最大の地震強度又はマグニチュードを増加させ、かつサイトから最も近い距離で起こると想定して安全裕度を増すことが国際慣行であった旨を主張している。

しかしながら、かかる考えは地震動に関する考え方であって、津波の高さについての考え方ではなく、津波対策としては原告らが指摘するような国際慣行は存在しない。

(2) すなわち、IAEAからは、1970年代（具体的には1979年）に安全シリーズNo. 50-SG-S1（丙A第36号証の1、翻訳版につき丙A第36号証の2。以下同じ。）が刊行されたが、発刊当時、津波ハザードの評価手法について、国際慣行などは存在しなかったし、IAEA自体も、津波ハザードの評価手法について、具体的に取り上げたり、特定の見解を紹介・推奨したりすることもなかった。そのため、IAEA安全シリーズNo. 50-SG-S1では、「3. 3 設計基準地震動を演繹する手法」の「3. 3. 1 序論」において「(b) 地震が活発な構造上の、または、地震地体構造区分（引用者注：丙A第36号証の2・19ページ上から7行目の「地増構造区」は誤記である。以下同じ。）の境界部の、サイトに最も近いポイントにおける、この最大地震ポテンシャルの発生によって、サイトにおいて生じる設計基準地震動を算定する。」と記載され、震源を地震が活発な構造上の（seismically active structure）の領域、又は、地震地体構造区分（seismotectonic provinces）の境界部においてサイトに近い位置に設定すべきと述べている一方で（丙A第36号証の1・10ページ、丙A第36号証の2・19ページ）、

津波について記載されている「5 地震によって発生する波」においては、主に歴史記録に基づく調査等について述べており、津波に関して、上記地震の震源のように地震が活発な構造上 (seismically active structure) の領域、又は、地震地体構造区分 (seismotectonic provinces) の境界部において、サイトに最も近い位置に設定すべきなどとする記載はなかった (丙A第36号証の1・24ないし28ページ、丙A第36号証の2・36ないし41ページ)。

- (3) このことは、佐竹氏が、別件千葉訴訟で実施された証人尋問の反対尋問において、「事務局長報告書では、1960年から70年代には津波ハザードを評価するための共通の国際慣行としてサイト地域で歴史上記録された最大の地震強度又はマグニチュードの事象をサイトから最も近い距離で起こると想定することにより安全裕度を増すことも含まれていたと書いてあります。」などと原告らの主張と同旨の前提に立った質問を受けた際、「それは、多分、主に地震動のほうだと思うんですけども、違いますか。」(丙B第40号証の2・41ページ)と証言し、その意見書(2)(丙B第81号証3ページ)において、詳細な説明をした上で「IAEAが1960年ないし1970年代において津波ハザードの評価手法について具体的に取り上げたことはなかったし、ましてや、基準断層モデルの波源の位置設定について、原子炉に最も近い位置に波源を移すという見解を紹介したり、推奨したりしたということはない。津波ハザードの評価手法に限って言えば、そもそも1960年ないし1970年代に国際的な実務の慣行なるものは存在しなかった。」と述べていることによっても裏付けられている。

更にいえば、佐竹氏が同意見書(2)(同号証5ページ)で、「設計津波の水位計算手法について津波評価技術が発表された2002年当時、さらには、IAEAが津波評価技術を参考として安全指針SSG-18を策定している作業の途上にあつた2011年当時においても、日本の知見がむしろ世界を

リードしていたと考えられる。日本の津波ハザード評価が国際的な潮流と齟齬する独自の慣行に基づいて執り行われていたとは考え難い。」と述べているように、津波対策に関する知見は、我が国が最も進んでいたものであり、我が国が津波対策において国際慣行に従っていなかったような事実は、一切ない。

(4) 以上のとおりであるから、津波対策としてサイト地域で歴史上記録された最大の地震強度又はマグニチュードを増加させ、かつサイトから最も近い距離で起こると想定する国際慣行が存在したことを前提にする原告らの主張は失当である。

4 マグニチュード9の地震が類似する地質構造環境の異なる地域において発生していたとの考え方が、誤っているか、福島第一発電所事故後に形成された知見にすぎないこと

原告らは、IAEA事務局長報告書（甲A第7号証）を前提に、マグニチュード9の地震が類似する地質構造環境の異なる地域において発生していたことをもって、被告国の対策が不十分であったかのような主張をしている。

しかしながら、被告国第8準備書面第3の3(3)（39ないし47ページ）で詳述したとおり、同一プレート上の地質構造が全て均質、類似というわけではないから、チリ地震とアラスカ地震が起きたからといって、同一プレートの他の地域において同様の地震が発生するということを直ちに意味するわけではなく、スマトラ沖地震後もなお、比較沈み込み学が依然として支持されていた。したがって、福島第一発電所事故当時において、世界的に見ても太平洋プレートのどこにおいてもマグニチュード9クラスの巨大地震が発生するというような一般的な知見が存在していなかったことは明らかである。そうすると、福島第一発電所事故当時の地震学的知見に照らせば、本件地震の発生領域とIAEA事務局長報告書が指摘するチリ地震とアラスカ地震の発生領域は明確に差異があることから、これらの地域差を全く無視して本件地震の発生領域における

巨大地震の発生に関する予見可能性を導き出す原告らの主張は、理由がない。このことは、佐竹証人の意見書(2) (丙B第81号証5ないし9ページ)においても、詳細な説明がされているとおりである。

また、IAEAのチリ地震やアラスカ地震についての「教訓」とならなかったという記載は、科学的には、両地震について種々の説明が可能であるが、両地震を地質構造の類似性によるものと考えず、地質構造の違いにかかわらず生じたものと評価することが可能であったという回顧的な記載であり、福島第一発電所事故後の知見を踏まえた事後的な評価であることは明らかである。そうであれば、これが、被告国が他の対策を採り得たことの根拠となるものではないことは、いうまでもない。

5 長期評価の知見が科学的知見として信頼性が高いとはいえない状態であったこと

原告らは、IAEA事務局長報告書(甲A第7号証)を前提に、長期評価等の知見によれば津波高さの予想値増加があったなどとして、被告国の対策が不十分であったかのような主張をしている。

しかしながら、前記4で述べたとおり、IAEA事務局長報告書は福島第一発電所事故後の知見を踏まえた事後的な評価をしているところ、被告国第8準備書面第3の4(47ないし85ページ)で詳述したとおり、長期評価の知見は、福島第一発電所事故当時において科学的知見として信頼性が高いとはいえない部分があったのであるから、IAEA事務局長報告書の記載は、被告国が他の対策を採り得たことの根拠となるものではない。

以上

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	6	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	6	
福島第一発電 所	福島第一原子力発電所	答弁書	6	
福島第一発電 所事故	福島第一発電所において放射性物質が放 出される事故	答弁書	7	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	7	
政府事故調査 中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発 電所における事故調査・検証委員会作成 の平成23年12月26日付け「中間報 告」	答弁書	8	
炉規法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規 制に関する法律	答弁書	8	
国会事故調査 報告書	国会における第三者機関による調査委員 会が発表した平成24年7月5日付け報 告書	答弁書	10	
O. P.	「Onahama Peil」（小名浜港工事基準 面）	答弁書	11	
東電事故調査 報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付 け「東電事故調査報告書」	答弁書	12	
S P E E D I	緊急時迅速放射能影響予測ネットワー クシステム	答弁書	21	

ERSS	独立行政法人原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム	答弁書	22	
国賠法	国家賠償法	答弁書	32	
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面	9	
原災法	原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	9	
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面	11	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	第1準備書面	12	
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	15	
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	18	
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	第1準備書面	20	
後段規制	設計及び工事の方法の認可，使用前検査の合格，保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第1準備書面	21	
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	23	

昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会了承）	第1準備書面	23
地震本部	地震調査研究推進本部	第1準備書面	27
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針	第1準備書面	30
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた耐震設計審査指針	第1準備書面	31
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	35
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告」	第1準備書面	59
原告ら第13準備書面	原告らの2015年（平成27年）5月15日付け準備書面13	第2準備書面	7
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決（民集49巻6号1600ページ）	第2準備書面	8
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決（民集43巻10号1169ページ）	第2準備書面	10
延宝房総沖地震	慶長三陸地震（1611年）及び1677年11月の地震	第2準備書面	20

津波評価技術	土木学会原子力土木委員会が、平成14年2月に刊行した、「原子力発電所の津波評価技術」	第2準備書面	22
長期評価	地震調査研究推進本部（地震本部）が、平成14年7月31日に公表した、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	第2準備書面	26
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	40
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	40
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	40
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	40
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震	第2準備書面	54
佐竹ほか（2008）	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」（佐竹健治・行谷佑一・山木滋）	第2準備書面	56
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面	58

本件各評価書	被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書（「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」）	第2準備書面	58
原告ら第15準備書面	原告らの2015年（平成27年）5月15日付け準備書面15	第3準備書面	7
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	第4準備書面	6
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第4準備書面	13
原告ら第19準備書面	原告らの2015年（平成27年）10月1日付け準備書面19	第5準備書面	5
伊方原発訴訟最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174ページ）	第6準備書面	7
原告ら第18準備書面	原告らの2015年（平成27年）10月1日付け準備書面18	第6準備書面	7
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ）	第6準備書面	12
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ）	第6準備書面	14

	ージ)			
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災 対策推進地域	第6準備書面	29	
別件千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年(ワ)第51 5号, 同第1476号及び同第1477 号事件	第8準備書面	6	
佐竹氏	佐竹健治氏	第8準備書面	6	
島崎氏	島崎邦彦氏	第8準備書面	6	
都司氏	都司嘉宣氏	第8準備書面	7	
阿部氏	阿部勝征氏	第8準備書面	9	
日本気象協会	財団法人日本気象協会	第8準備書面	20	
深尾・神定論 文	深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直 下の低周波地震ゾーン」と題する論文	第8準備書面	50	
阿部(199 9)	1999年に発表された阿部氏の論文 「遡上高を用いた津波マグニチュードM tの決定ー歴史津波への応用ー」	第8準備書面	95	
原告ら第25 準備書面	原告ら2016〔平成28〕年2月19 日付け準備書面25	第9準備書面	1	
事故解析評価	原子炉施設の事故防止対策に係る解析評 価	第9準備書面	2	
審査基準等	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規 制に関する法律等に基づく経済産業大臣 の処分に係る審査基準等	第9準備書面	6	
とりまとめ	原子力安全委員会の原子力安全基準・指 針専門部会地震・津波関連指針等検討小	第9準備書面	9	

	委員会が平成24年3月14日に公表した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について」			
本件事故	福島第一発電所事故 (答弁書7ページで設定された略称)	第10準備書 面	7	
崎山氏	崎山比早子氏	第12準備書 面	7	
崎山意見書	崎山比早子氏の意見書	第12準備書 面	7	
原告ら第16 準備書面	原告らの2015(平成27)年7月1 6日付け準備書面16	第12準備書 面	7	
1990年勸 告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平 成2年(1990年)に行った勸告	第12準備書 面	7	
2007年勸 告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平 成19年(2007年)に行った勸告	第12準備書 面	7	
低線量被ばく WG	低線量被ばくのリスク管理に関するワー キンググループ	第12準備書 面	12	
福島第二発電 所	被告東電の福島第二原子力発電所	第12準備書 面	20	
避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共 団体の長に対し、住民の避難を指示した 区域(福島第一発電所から半径20km 圏内、福島第二発電所から半径10km 圏内の区域)	第12準備書 面	20	

計画的避難地域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年以内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域）	第12準備書面	21
避難指示等対象区域	被告国や地方公共団体が住民に避難等を要請した区域内	第12準備書面	38
自主的避難対象区域	福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内	第12準備書面	39
崎山意見書2	崎山氏の平成28年5月9日付け意見書	第13準備書面	1
原告ら第30準備書面	2016〔平成28〕年7月21日付け原告ら準備書面30	第13準備書面	1
佐々木ほか連名意見書	平成28年10月26日付け佐々木康人ほか16名作成に係る連名意見書	第13準備書面	1
LSS第14報	原爆被爆者の死亡率に関する研究, 第14報, 1950-2003年: がんおよびがん以外の疾患の概要	第13準備書面	6
高橋意見書	平成28年8月25日付け高橋秀人作成に係る意見書	第13準備書面	24
岡本教授	岡本孝司教授	第15準備書面	3
山口教授	山口彰教授	第15準備書面	5

津村博士	津村建四朗博士	第15準備書面	6	
失敗学会報告書	福島原発における津波対策研究会・報告書	第15準備書面	8	
原告ら第34準備書面	2016〔平成28〕年9月30日付け準備書面34	第15準備書面	9	
松澤教授	松澤暢教授	第15準備書面	18	
原告ら準備書面(22)	平成27年12月3日付け原告ら準備書面(22)	第16準備書面	1	
I A E A	国際原子力機関	第16準備書面	1	
I A E A 事務局局長報告書	福島第一原子力発電所事故事務局局長報告書	第16準備書面	1	

特に断らない限り答弁書とは、平成26年9月18日付け答弁書を、第1準備書面とは平成27年3月5日付け被告国第1準備書面を、第2準備書面とは平成27年7月30日付け被告国第2準備書面を、第3準備書面とは平成27年10月15日付け被告国第3準備書面を、第4準備書面とは平成27年12月17日付け被告国第4準備書面を、第5準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第5準備書面を、第6準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第6準備書面を、第8準備書面とは平成28年8月4日付け被告国第8準備書面を、第9準備書面とは平成28年8月4日付け被告国第9準備書面を、第10準備書面とは平成28年10月13日付け被告国第10準備書面を、第12準備書面とは平成28年12月15日付け被告国第12準備書面、第13準備書面とは平成29年3月2

日付け被告国第13準備書面を,第15準備書面とは平成29年6月1日付け被告国第15準備書面を,第16準備書面とは平成29年8月31日付け被告国第16準備書面を指す。